

令和3年第5回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年5月20日 午前10時00分

閉会 令和3年5月20日 正午

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
野村 君枝			

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第17号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙2件
議案第18号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙5件
議案第19号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件	別紙1件
議案第20号	生産緑地法第17条の2の規定に基づく斡旋の件	別紙1件
議案第21号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙2件
議案第22号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙3件
報告第17号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙1件
報告第18号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙2件
報告第19号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙3件
報告第20号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙6件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和3年第5回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は3番委員と5番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第17号1番案件ですが、2番案件と関連がございますので一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第17号1番案件、2番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲受理由は代替地として購入するため、1番案件の譲渡理由は高齢により耕作困難なため、2番案件の譲渡理由は耕作する者がいないためです。

1番案件の申請地は沓掛町古池41番、2番案件の申請地は新田町城西41番、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計4,431㎡です。

申請地の現況については、5月7日に現地確認を行ったところ、沓掛町古池41番、新田町城西41番はともに田として管理されておりました。

譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町藪田173番1、173番2、沓掛町柿ノ木43番1、43番2、沓掛町一本木4番、8番2、沓掛町志水70番、沓掛町石根91番、沓掛町長定7番、9番、10番、13番、14番、15番、39番、40番は田として管理されていました。沓掛町切山244番、沓掛町森前27番2はいちじく栽培予定地とのことです。沓掛町女松原42番3、74番1、73番は営農型太陽光の下の畑として栗の木が植えられていました。沓掛町長定41番、沓掛町川部95番6、沓掛町切山台53番はみかん等の果樹が、沓掛町石根79番1は栗の木が植えられていました。沓掛町長定86番はたけのこ採取をしていると思われる。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5月14日に農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。管理不足の土地が2～3筆ありましたが、現場で本人父に聞き取りをしたところ今後順次管理していくとのことでしたので、許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断しますが、沓掛町女松原42番3、74番1、73番はなぜ野菜等ではなく栗を栽培しているのか。

事務局 土地が痩せているため、栗ぐらいしか栽培できないそうです。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第17号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第17号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第17号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第17号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第18号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権設定になります。

申請者は、現在夫の勤める会社が借り上げているアパートにて家族4人で生活しておりますが、これからの子供の成長を考えると、今の住まいでは将来的に手狭に感じるが増えていくため、新たな住まいを決めるにあたり土地を探しておりました。今回所有者である母から承諾を得たことから申請に至りました。申請地は阿野町大高道45番1、49番1の2筆、登記地目、現況地目はすべて畑、面積は合計335㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、名鉄前後駅から南西に約900mに位置します。

次に農地区分について説明します。申請地は街区に占める割合が40%を超えている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、5月7日に現地確認を行ったところ、畑として保全管理状態でした。

続きまして土地利用計画については、分筆並びに合筆を行い北側道路に接道するように車路を設け、その奥に2階建ての住宅の配置となります。土地造成は整地のみです。汚水等排水につきましては浄化槽により処理し、申請地北側に隣接する道路側溝へ排水し農地へ流れ込まないように対処します。雨水は集水桝で集水して、汚水等排水と同様道路側溝へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 5月15日に8番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 11番委員の説明のとおり許可相当と判断しますが、隣地である阿野町大高道53番が草生えになっているので、草刈りをお願いします。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 11番委員、8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第18号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第18号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第18号2番

案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第18号2番案件について説明します。

転用目的は農業用施設(米乾燥調製施設及び農業用倉庫)で、所有権移転になります。

申請者である法人は、豊明市内の約850か所にて主に水稻生産を中心に行っている認定農業者です。賃貸している農業用倉庫の契約満了に伴う新たな農業用倉庫の確保が必要となったこと、及び現在所有している米乾燥調製施設の老朽化等による作業効率の改善に迫られていたため、新たな施設用地の確保を検討していたところ、今回の申請地にて地権者との交渉がまとまったため申請に至りました。申請地は沓掛町広坪61番の1筆、登記地目、現況地目はともに田、面積は2,955㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約1.5kmに位置します。

次に農地区分について説明します。申請地はおおむね10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。本申請は申請地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから、許可できます。

申請地の現況については、5月7日に現地確認を行ったところ、田として水稻刈り取り後の状態でした。

続きまして土地利用計画については、北側道路に進入路を設け、手前に駐車場10台、中央に米乾燥調製施設、その奥に農機具・耕作機械用農業用倉庫、その上側に調整池の配置となります。土地造成は米乾燥調製施設建設区域のみ前面道路より80cm下がりで整地します。雨水は敷地内に設けた調整池に集水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長

事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員

5月16日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長

同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員

1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 同様に農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。
- 最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断しますが、なぜ優良農地の真ん中に建設するのか。
- 事務局 申請地は申請者の経営農地の中心に位置し、作業の効率化を図るのに適しているためです。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第18号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第18号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第18号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第18号3番案件について説明します。
転用目的は農業用倉庫(育苗施設及び農業用倉庫)で、賃貸借権設定になります。
申請者である法人は、水稻品種の開発・普及を目的に2011年設立されたベンチャー企業です。現在主に豊明市内にて、複数の直営地にて水稻栽培及び契約農家と採種契約しており、今後ますます増加する見込みです。そのため一貫して生産・選別等が行える工場が必要となり土地を探しておりました。過去に転用申請した土地の計画実現が不可能となったため、新たに実現可能な土地を探したところ、今回の申請地にて地権者との交渉がまとまったため申請に至りました。申請地は沓掛町下高根142番1、143番1の2筆、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計2,274㎡です。なお、過去に許可された沓掛町丘下16番1、16番2の2筆については農地転用許可の取消願を提出することで地権者と同意を得ています。
申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約1.8kmに位置します。
次に農地区分について説明します。申請地は住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公共的施設が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。
申請地の現況については、5月7日に現地確認を行ったところ、田として水稻刈り取り後の状態でした。

続きまして土地利用計画については、東側にある道路に出入口を設け、北側に育苗施設、中央に駐車場合計15台、南側に農業用倉庫の配置となります。土地造成は前面道路高に合わせ整地します。雨水は敷地内に設けた地下貯留浸透施設に集水し、井堰川へ放流します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 5月16日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第18号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第18号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第18号4番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号4番案件について説明します。

転用目的は資材置場、所有権移転になります。

申請者である法人は豊明市内にて焼却炉の設計・製作、溶解炉の築炉工事、その他の付帯工事等を主に行っております。業務量の増加に伴い資材置場として製品の一時保管等のための敷地の拡大が必要となり、今回所有者か

ら承諾を得たことから申請に至りました。なお、本申請地はすでに資材置場として利用されておりますが、このことに対する始末書の添付はいただいております。申請地は栄町梶田76番3の1筆、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は117㎡です。

申請地は図面中央の三角で囲んだ所で、伊勢湾岸自動車道豊明インターより北西に約50mに位置します。

次に農地区分について説明します。インターチェンジから300m以内にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、5月7日に現地確認を行ったところ、既に資材置場としてレンガ等の資材が置かれている状態でした。

続きまして土地利用計画については、南側の側道に運搬車用の出入口を設け、その奥を資材置場として利用します。申請地北側は(有)オーチクの工場並びに事務所の配置となります。土地造成は整地のみで切土・盛土は行いません。排水は雨水のみで南側側溝へ放流するよう対策を取ります。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 5月15日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。ただ今回始末書案件ですが、始末書の添付がありませんでした。

事務局 申し訳ございません。写しを議案速報に添付し忘れてました。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

7番委員 申請地が雑種地となっているのならば農業委員会としては是正させるべきでは

ないのか。

事務局 そのような場合は農地としての復元までは求めなくてよいと愛知県から回答を得ています。ただし農業委員会としては他の耕作放棄地同様、農地の適切な管理をお願いするものです。また、税務課とも情報共有をし、耕作放棄地とみられる農地の情報提供を相互に行っております。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第18号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第18号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第18号5番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号5番案件について説明します。
転用目的は宅地の敷地拡張で、所有権移転になります。
申請者の自宅の敷地を拡張し駐車場として利用するため申請に至りました。申請地は阿野町上畑田40番2の1筆、登記地目、現況地目はともに畑、面積は52㎡です。

申請地は図面中央の細い四角で囲んだ所で、名鉄豊明駅から南東に約40mに位置します。

次に農地区分について説明します。駅から300m以内にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、5月7日に現地確認を行ったところ、バラや野菜等がありきれいに管理されている状態でした。

続きまして土地利用計画については、北東側道路に接道するように車路を設け、奥は植え込みとして利用します。土地造成は整地のみです。雨水につきましては申請地北東側に隣接する道路側溝へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

- 4番委員 5月16日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。
- 1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。
- 最5番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第18号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第18号5番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第19号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第19号について説明します。相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件です。
- 農業を営んでいた個人から相続または遺贈により農地等を取得し、引き続き農業を営む場合には、一定の要件のもとに、相続税の全部または一部の納税が猶予されます。税務署への申告の際に、農業委員会の証明する適格者証明書が必要になります。
- 対象地は沓掛町藪田122番、161番、沓掛町新道4番、沓掛町井ノ上68番3、74番5、74番6、沓掛町切山台102番の7筆、登記地目は田、畑、雑種地、現況地目は田、畑、面積は合計7,667㎡です。
- 申請地の現況については、5月7日に現地確認を行ったところ、沓掛町藪田122番、161番、沓掛町新道4番は田として管理されていました。沓掛町井ノ上68番3、74番5、74番6、沓掛町切山台102番は営農計画書のとおり野菜等が作付けされており、畑として管理状態でした。
- 以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 5月14日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第19号は可決いたします。引き続きまして、議案第20号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第20号について説明します。生産緑地法第17条の2の規定に基づく斡旋の件です。

申請地は阿野町稲葉74番9、阿野町奥屋1番1、1番3、101番の4筆、登記地目は田、畑、現況地目は生産緑地、面積は合計1,796㎡です。

3月の農業委員会総会にて「生産緑地に係る買取申出に伴う主たる従事者についての証明願の件」について審議いただきましたが、本件は生産緑地の指定を受けていた農地を所有者の方の故障又は死亡により営農が不可能になった場合、市が農業委員会に対して生産緑地のまま買い受ける者の斡旋の協力を求めるものです。斡旋が不成立の場合は生産緑地を解除して自由に転用することができるようになります。なお、過去に斡旋の成立はありませんでした。継続して耕作ができる方にお心当たりのある方は次回総会である6月21日までに事務局までお知らせください。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数

議 長 議案第20号は可決いたします。引き続きまして、議案第21号を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第21号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項
の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

 法人の利用権の新規申請が2件、個人の新規申請が1件の合計3件の申請
がされています。

 個人の新規申請についてですが、杳掛町上山の1筆について貸付期間は5
年間で賃貸借契約です。

 以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第21号は可決いたします。引き続きまして、議案第22号1番案件を上
程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第22号農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議
の件について説明します。

 個別案件の説明の前に農振農用地の除外5要件について説明します。農用
地区域内の土地を農用地区域から除外するには、すべての要件を満たし、か
つ市町村が地域農業の振興に支障がないものと認めた場合に限られます。

 第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外
に代替すべき土地がないことです。

 第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれ
がないことです。

 第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営
む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。

第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。

第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。

個別案件の説明に入っていきますが、第5号要件については議案書の備考欄に記載がありますように、すべての案件について農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているため、説明では第1号要件から第4号要件までを順に説明させていただきます。

なお、事前調整ができていないため、22号4号及び5号案件について今回は取り下げさせていただきます。そのため議案書の合計面積の訂正をお願いします。

それでは議案第22号1番案件について説明します。変更目的は工場です。

申出者である法人は、豊明市内にて自動車部品の製造を行っていますが、現在稼働中の工場は老朽化が進んでいるため、工場の稼働に支障がでており新工場の建築が急務となっております。今回所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申出地は沓掛町豊山69番外2筆、登記地目、現況地目はすべて畑、面積は合計5,076㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から北に約1.2kmに位置します。

それでは農振農用地の除外5要件のうち、第5号要件以外について説明します。

第1号要件です。申出者は新たな工場の建設に迫られており、既存工場での対応が困難であることから、本施設の設置は不要不急ではないと判断しました。農地区分については、申出地はおおむね10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。本申請は土地選定経緯書のとおり、申請地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申出者の事業計画書から、建築面積約1,024㎡、荷捌場の面積約144㎡及び、社員用・来客用駐車場合計8台分の確保が必要であることが認められるため、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、都市計画法に基づく開発行為並びに、都市計画法・特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。申出地の除外後に残る西側の農用地の連続性は確保されることから、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

第4号要件です。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土

地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。なお、愛知用水土地改良区とは除外について協議し、同意の回答見込みです。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第22号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第22号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第22号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第22号2番案件について説明します。変更目的は駐車場です。

申出者である法人は、豊明市内の拠点を中心に物流業務を営んでおりますが、不足する駐車場用地を探しておりました。今回所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申出地は栄町神田90番外12筆、登記地目はすべて田、現況地目は田、畑、面積は合計8,200㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、伊勢湾岸自動車道豊明インターから南に約300mに位置します。

それでは農振農用地の除外5要件のうち、第5号要件以外について説明します。

第1号要件です。申出者の事業に関する需要の増大に伴い、事業所の集約化による事業用地を確保する必要があることから、本施設の設置は不要不急ではないと判断しました。農地区分については、申出地はインターチェンジから300m以内にある農地であり、第3種農地に該当することから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申出者の事業計画書から、雨水調整池及び大型車両用駐車場51台分の面積の確保が必要であることが認められるため、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、都市計画法・特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。申出地の除外後に残る北側及び南側の農用地の連続性は確保されることから、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

第4号要件です。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。なお、愛知用水土地改良区とは除外について協議し、令和3年5月18日に同意の回答済みです。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議長 事務局より説明がありました。こちらの申請の意見を求めます。

3番委員 申出地は湛水能力の大きい水田地域の造成事業であることから、周辺農地及び周辺集落への浸水等の影響が及ぶことのないよう対策をお願いします。

議長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第22号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議長 議案第22号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第22号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第22号3番案件について説明します。変更目的は工場です。

申出者である法人は、名古屋市緑区にて主に自動車用部品の製造業を営んでおります。製造工場が中国にあることから、コロナ禍における中国依存を解消するため国内生産の需要が高まっているが、既存の本社有松工場、常滑工場では生産が追いつかず、国内の新工場の建築計画に至り、申出に至りました。申出地は栄町元屋敷157番1外9筆、登記地目はすべて田、畑、現況地目は田、畑、雑種地、面積は合計7,401㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、伊勢湾岸自動車道豊明インターから南に約30mに位置します。

それでは農振農用地の除外5要件のうち、第5号要件以外について説明します。

第1号要件です。申出者の事業に関する需要の増大に伴い、新工場建築による事業用地を確保する必要があることから、本施設の設置は不要不急ではないと判断しました。農地区分については、申出地はインターチェンジから300

m以内にある農地であり、第3種農地に該当することから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申出者の事業計画書から、建築面積約4,250㎡、緑地面積1,488㎡並びに駐車場合計24台分の確保が必要であることが認められるため、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、都市計画法に基づく開発行為並びに、都市計画法・特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。申出地の除外後に残る西側の農用地の連続性は確保されることから、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

第4号要件です。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。なお、愛知用水土地改良区とは除外について協議し、令和3年4月23日に同意の回答済みです。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

3番委員 申出地に一部草生えになっている農地がありましたので、草刈をするよう伝えておいてください。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第22号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第22号3番案件は可決いたします。

引き続きまして、報告第17号、第18号、第19号、第20号について報告願います。

事務局 報告第17号、第18号、第19号、第20号について説明

議 長 以上のとおり、報告第17号、第18号、第19号、第20号は専決事項として事

務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長

それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に正午）。